



2022年6月3日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ケ イ ブ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 CEO 秋 田 英 好
(コード番号：3760、東証スタンダード)
問 合 せ 先 代 表 取 締 役 副 社 長 CFO 安 藤 裕 史
(TEL. 03-6820-8176)

有償ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、2022年6月3日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、割当日である2022年9月3日において当社子会社である株式会社でらゲーの取締役及び従業員並びに外部協力者に対し、下記のとおり新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を発行することについて2022年8月開催の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は、新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではございません。

記

1. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社は、2021年5月期まで5期連続の営業赤字を計上しており、業績回復及び企業価値の向上を図ることが急務であります。当社は、世界的なスマートフォンの普及に伴い現在も成長を続けているスマートフォンネイティブゲームの開発・運営に注力しており、その代表的なコンテンツタイトルとなるのが、2015年4月のサービス開始から運営を続けている「ゴシックは魔法乙女～さっさと契約しなさい！～」(以下、「ゴシックは魔法乙女」といいます。)であります。当該コンテンツは第28期第3四半期(2021年12月1日から2022年2月28日)において売上高構成比率の34%以上を占め、当社グループは「ゴシックは魔法乙女」の動向によって会社業績が大きく左右される状況が続いております。

しかしながら「ゴシックは魔法乙女」もリリースから既に7年が経過しており、当該コンテンツの維持・発展に注力しつつも、当該コンテンツだけではなく、業績回復及び企業価値の向上を目指すにあたり、ゲーム領域以外の事業の創出が急務であるとともに、他の収益源となるコンテンツを開発し、リリースすることが、当社にとって必要不可欠であると考えております。このような状況のなか、当社は、2022年6月3日開催の取締役会において、株式会社でらゲーが発行する全ての株式を取得し、子会社化することについて2022年8月開催の定時株主総会に付議することを決議いたしました。それにともない、当社グループにおける中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、業績拡大に対する意欲や士気を高めることを目的として、割当日である2022年9月3日において当社子会社である株式会社でらゲーの取締役及び従業員並びに外部協力者に対して、有償にて新株予約権を発行することについて、同様に定時株主総会に付議するものであります。

本新株予約権は、行使の条件として当社の株価に応じた行使条件を付しており、当社グループの業績拡大及び企業価値の向上に対する被割当者の意欲を一層向上させる内容となっております。一方で、当社株価が一定の値まで下落した場合の強制行使条項を付すことにより、被割当者が株価下落に対する一定の責任を負う内容となっております。詳細は、「2. 新株予約権の発行要項 (9) その他の本新株予約権の行使の条件」をご参照ください。

本新株予約権の目的とする株式数の合計は、1,170,000株であり、本新株予約権がすべて行使された場合、発行決議日現在の発行済株式総数の5,928,000株（議決権数58,788個）に対し最大で19.74%（小数点以下第3位を四捨五入しています。なお、議決権数の割合19.90%）の希薄化が生じます。しかし、株式会社でらゲーの売上規模や知名度は当社よりも高く、トップセールスを生み出している株式会社でらゲーの取締役及び従業員並びに外部協力者に対して、業績達成、企業価値向上のインセンティブを最大限に発揮するためには、本新株予約権を発行する必要があると考えております。

そこで株式会社でらゲーの取締役及び従業員並びに外部協力者を割当予定先として選定することにより、当社が創業以来、様々なゲームジャンルにおいて培ってきたゲーム開発における技術と知見をトップレベルのクリエイティブ集団である株式会社でらゲーが有する企画力、クリエイティブ力、技術力と融合することにより、スマートフォンゲーム開発運営におけるシナジー効果や今後の成長戦略を推進するための投資拡大を通じて当社グループの業績に大きなインパクトを与え、企業業績を大幅に増加させ、ひいては当社グループの株主価値の最大化に資するものであると考えております。

なお、本新株予約権は、事前に定めた株価を達成した場合にのみ自主的な行使が可能となり、市場に過度の影響を与える可能性は低いと考えております。また、当社株価が一定の値まで下落した場合には、新株予約権者に行使義務が発生するため、新株予約権者には、中長期的な株価維持へのインセンティブが生じます。

以上の理由から、当社の既存株主への利益貢献を踏まえ、希薄化の規模は合理的な範囲であると判断しております。

2. 新株予約権の募集の概要

(1) 募集の条件

名称	株式会社ケイブ 第32回新株予約権
発行数	11,700個(新株予約権1個につき100株) (注) 上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数が減少することがあります。
当該発行による潜在株式数	1,170,000株
調達資金の額	1,030,770,000円 新株予約権の発行による調達額：11,700,000円 新株予約権の行使による調達額：1,019,070,000円
発行価格	新株予約権1個につき1,000円(新株予約権の目的である株式1株当たり10円)
募集又は割当方法	第三者割当 11,700個
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2022年8月31日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ケイブ 経営企画部 東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
払込期日	2022年8月31日
割当日	2022年9月3日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 飯田橋支店 東京都新宿区下宮比町2丁目1番

(注) 1. 本新株予約権の発行は、2022年6月3日開催の当社取締役会決議に基づき発行するものであり、2022年8月開催予定の当社定時株主総会の普通決議で「株式会社でらゲーの株式取得（子会社化）に関するお知らせ」（以下、

「本買収案件」という。)に係る議案及び本新株予約権の発行に係る議案の承認を条件とするものです。当該議案の承認がなされなかった場合には、本新株予約権の発行は行われません。

2. 申込み及び払込みの方法は、本新株予約権にかかる有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日以内に上記払込取扱場所へ金銭を払込むものとし、
3. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。割当予定先の状況については、後記「6. 割当予定先の選定理由等(1) 割当予定先の概要」をご参照下さい。
4. 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約が締結されない場合には、本新株予約権の発行は行われな
こととなります。
5. 本新株予約権の振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
6. 本買収案件に係る理由は次のとおりであります。

当社代表取締役社長である秋田英好は、2019年8月27日の当社の株主総会において、代表取締役社長に選出されてから、当社グループの業績回復及び企業価値の向上のため、ゲーム領域以外の事業の創出を始めとして、収益源となる新たなコンテンツの開発に尽力をしております。しかしながら、2020年5月期から2期連続の営業損失を計上し、2022年5月期の第3四半期連結累計期間におきましても728百万円の営業損失となっております。

株式会社でらゲーから出資を受けた約6億円については、2021年11月1日の適時開示の内容に記載の通り、「東方Project」の開発資金及びFIVESTAR BANK株式会社の事業資金に充当される予定でありました。

「東方Project」の開発資金に関しては、当初の想定通り、充当されておりましたが、開発を進めていく過程で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が、本年に入ってから予想以上に大きく、ゲーム開発人員の確保が、難しい状況が続いておりました。またFIVESTAR BANK株式会社に関しては、2021年9月に設立後、ベトナムのエンジニア人材を獲得するための事業準備を進めておりましたが、同様に、新型コロナウイルス感染症拡大により、ベトナム本国のロックダウンとなったことで、事業活動が鈍化し、当初想定していた計画に乖離が生じました。

上記、進捗を踏まえて、株式会社でらゲーの代表取締役社長家次栄一氏及び当社代表取締役社長秋田英好は、第三者割当増資による業績・業容の向上について、その効果が限定的になる認識を共有しました。当社代表取締役社長秋田英好は、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響がまだまだ大きい状況に置いては、当社が業績・業容の拡大の目的で資金を得た場合でも、人材の確保や海外での新規事業は困難な可能性があると考えておりました。このような状況のなか、新規ゲーム開発の受託事業の検討や「ゴシックは魔法乙女」の運営の効率化、販管費の圧縮等を行いました。当社グループの業績回復のためには、事業ポートフォリオにおける大きな収益源の獲得が必要であり、そのためには、企業買収という手段を選択することが最も有効かつ確実な方法であると思われ、早期の業績回復と企業価値の向上に結び付くための有力な事業会社の買収を模索して参りました。

当社代表取締役社長である秋田英好は、上記目的を達成するための戦略案として、株式会社でらゲーの株式を当社が取得し、株式会社でらゲーの持つコンテンツ及び人材を、当社グループ傘下とすることが、当社の業績・業容拡大を確実なものとする一つの有力な手法であるという認識を持ちました。

当社代表取締役社長である秋田英好の提案のもと、2022年1月頃から複数回に渡り、株式会社でらゲーの代表取締役社長である家次栄一氏と当社代表取締役社長の秋田英好との間で、当社が株式会社でらゲーの全ての株式を取得し、子会社化することについて議論が行われました。代表取締役社長家次栄一氏は、株式会社でらゲーが当社グループに入ることによって、事業における統制管理が強化されるメリットがあると判断し、また当社では、株式会社でらゲーを子会社としたうえで、今後、当社のゲーム開発及び株式会社でらゲーの業績向上を図っていく上では、それらの実現には、人材の流出が最もリスクが高い懸念事項と考えられました。本件が検討される以前より、株式会社でらゲーにおいては、業界では非常に著名なゲームの開発に携わった人材が豊富に所属する為、引き抜きや、より高い報酬を求めた転職者が多数出現するリスクは高まっておりました。そこで、株式会社でらゲーは、本件検討にあたり、それら人材の流出を防ぐ方法として、上場企業のグループ下に入り、株式会社

でらゲーの社員等に向けたストック・オプションの付与を行うことが、人材流出防止に有効であると判断いたしました。さらに、株式会社でらゲーの幹部社員には、当社取締役の岡本吉起を良く知る人材もおり、同じ上場企業の中でも、当社を譲渡先として選んだ理由の一つには、そのような人的な信頼関係への期待もあると考えております。したがって、このような理由により、株式会社でらゲーが資金投入を行うことよりも、当社が株式会社でらゲーを傘下に入れるほうが、両社業績向上に資するであろうと言う結論に至り、株式会社でらゲーの既存株主への打診を行うこととしました。打診に当たっては、当社と利害関係を有しない第三者によって公正妥当に算定された株価に照らして、買収価格が株式会社でらゲーの企業価値を正当に反映したと評価、判断されるものであることが必要であり、その条件下で、株式会社でらゲーの既存株主の意向を確認する必要がある旨を表明いたしました。

その後、株式会社でらゲーの既存株主からは、保有する株式の全てを当社に対して譲渡することに関して異存はない旨の回答を得たものであります。

株式会社でらゲーの既存株主の意向を受け、当社代表取締役副社長である安藤裕史、取締役である高橋祐希の両名は、株式会社でらゲーが発行する株式の全てを取得し、子会社とするスキームに関して検討を開始いたしました。さらに、本案件については、当社代表取締役社長の秋田英好が、株式会社でらゲーの取締役であり、関連当事者となることから、社外取締役2名を含む監査等委員3名に対して、上記スキームに関して慎重かつ詳細な説明がなされ、監査等委員からは、株式会社でらゲーを子会社化することにおける内部統制上のリスクコントロール（不正行為の未然防止及び検出、法令違反行為の早期発見、管理監督が有効に機能するための体制構築）や利益相反取引を排除するための手続の担保、買収実行時に生じる可能性のある財務上、法務上、ビジネス上のリスクについて指摘を受けました。具体的には、財務上のリスクとして子会社株式の収益性の低下による減損損失の計上、本件買収により発生する有利子負債の増加、法務リスクとしては、労使間や知的財産、事業に関する潜在的な訴訟、紛争の可能性、ビジネス上のリスクとして、競合他社による代替品の提供、取引先や仕入先の外部環境の変化、キーパーソンの離職等であります。このような指摘に対し当社は、買収の実行に関しての実務を担う経営企画部を中心として公認会計士や弁護士等の専門家によるアドバイスを受けた上で、想定される財務面、法務面、ビジネス面のリスクについて多角的に検討を行い、下記の対応を講ずることといたします。また、これらの検討を踏まえ当社取締役会においては、監査等委員から指摘があった内部統制上のリスクコントロールについて、内部統制監査に耐えうる内部統制システムの構築をするため、複数名が関与する多段階決裁フローの構築、内部通報窓口の設置、当社の管理部門の人員拡充の必要性を認識しており8月をめどに対応を進めていく予定です。

①子会社株式の収益性の低下による減損損失の計上

定期的子会社財務諸表を入手するとともに、経営者や担当者から報告を受け、収益性が低下していないかを確認します。確認の結果、収益性の回復見込がないと認められる場合は、速やかに取締役会に報告を行い対応を決議します。

②本件買収により発生する有利子負債の増加

本件買収の実行により、有利子負債が増加し、当社の財務状態に影響がございましたが、厳格な資金管理とコストコントロールを実施することで、財務状況への影響を最小限に抑えます。

③労使間や知的財産、事業に関する潜在的な訴訟、紛争の可能性

法務DDにおいて、過去3年間の懲戒事例、解雇、リストラ、労使間の係争、重大な労災事故がないことを確認しております。また、現在、係争中、交渉中の事案や過去3年間になされた裁判、仲裁等の司法上の判断についても該当がない旨を確認しております。しかしながら、潜在的な紛争については、完全にその可能性を排除することは、困難であることから、子会社化後は、当社の法務担当者と株式会社でらゲーの法務担当者間で定期的な連絡会議を開催し、予防措置を講じて参ります。

④競合他社による代替品の提供

現在、多くのスマートフォンゲームが競合他社によりリリースされているなか、株式会社でらゲーが開発、運

営に携わっているスマートフォンゲームは、極めて高い競争力を有していると考えております。また、今後も、効果的な広告戦略を実施し、新規ユーザーの獲得につとめ、ユーザー満足度を高める施策を継続的にを行い、競合他社の代替品の提供に対抗します。

⑤取引先や仕入先の外部環境の変化

現状、極めて高い競争力を有しているゲームアプリを運営しており、短期的には、取引先や仕入先の外部環境変化は想定されておりません。今後、新規ゲームの開発を複数行い、リリースさせることで、特定の取引先や仕入先の影響に左右されない環境を構築して参ります。

⑥キーパーソンの離職等

子会社化後もゲーム開発環境については、引き続き、働きやすい環境を提供し続け、キーパーソンの離職に対する対策を講じます。

上記の経緯及び対応策の検討なども踏まえ、当社取締役会は、株式会社でらゲーの株式取得（子会社化）について、当社が創業以来、様々なゲームジャンルにおいて培ってきたゲーム開発における技術と知見をトップレベルのクリエイティブ集団である株式会社でらゲーが有する企画力、クリエイティブ力、技術力と融合することにより、スマートフォンゲーム開発運営におけるシナジー効果や今後の成長戦略を推進するための投資拡大を通じて当社グループの業績に大きなインパクトを与え、企業業績を大幅に増加させ、ひいては当社グループの株主価値の最大化に資するものであると判断いたしました。

7. 本新株予約権の発行は、株式会社でらゲーの取締役及び従業員並びに外部協力者に対して行うものであります。株式会社でらゲーは、有価証券届出書提出日現在は当社完全子会社ではありませんが、割当日においては当社完全子会社となる予定です。対象となる人員及び内訳は、以下のとおりであります。また、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。なお、発行決議日以降、割当日において、退職により役職員ではなくなった者については、割当は行われません。

対象者	人数	割当新株予約権数
株式会社でらゲーの代表取締役 (注)	1名	1,720個
株式会社でらゲーの従業員	101名	6,690個
外部協力者	2名	280個
外部協力者（株式会社でらゲーの元従業員）	6名	3,010個
合計	110名	11,700個

(注) 株式会社でらゲーには取締役が5名おりますが、今後の同社の経営全般を担うことを期待して代表取締役のみ付与対象といたしました。

(2) 新株予約権の内容等

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社ケイブ 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は1,170,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項及び第3項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2. 割当株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割、無償割当て又は併合(以下、「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数においてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

	<p>調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率</p> <p>また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ割当株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、割当株式数は適切に調整されるものとする。</p> <p>3. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」第3項の規定に従って行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>4. 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>5. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に従って行使価額の調整を行う場合、その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 行使価額は、金871円とする。但し、行使価額は本欄第3項に定める調整を受ける。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>① 本項(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>② 株式の分割により普通株式を発行する場合調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。</p>

- ③ 本項(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。)

調整後発行価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は無償割当の場合は効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項(4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本項(2)①から③までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項(2)①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\frac{\text{調整前行使価額} - \text{行使後行使価額}}{\text{調整前行使価額}} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額から差額を差し引いた額を使用する。

- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満少数第2位まで算出し、少数第2位を四捨五入する。

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項(2)⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満少数第2位まで算出し、少数第2位を四捨五入する。

- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヵ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2)②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数含まないものとする。

- (5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使

	<p>価額、調整後行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(2)⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>1,019,070,000円</p> <p>(注) 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>2022年9月3日から2032年9月2日までの期間とする。</p> <p>但し、新株予約権の取得事由に従って、当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ケイブ 経営企画部 東京都目黒区上目黒二丁目1番1号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 飯田橋支店 東京都新宿区下宮比町2丁目1番</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>1. 新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、一度でも下記に掲げる条件を満たした場合に限り、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>2022年9月3日から10年以内に5営業日連続で、東京証券取引所における当社の普通株式の取引終値に基づいて算出した時価総額が100億円以上となった場合。</p> <p>2. 上記1.に拘わらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、東京証券取引所における当社の普通株式の株価終値が一度でも行使価額に50%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。</p> <p>3. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権の法定相続人（当該新株予約権者の配偶者又は一親等内の親族1名に限り、以下「権利承継人」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継人が死亡した場合、権利承継人の相続人は新株予約権を相続できない。</p>
<p>新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p>	<p>当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。本新株予約権発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。</p>
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
<p>代用払込みに関する事項</p>	<p>該当事項はありません。</p>

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。
--------------------------	-------------

(注) 1. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、上表「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に同「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならないものとします。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、上記(1)の行使請求に必要な事項の通知をし、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に必要な事項の通知と同日付で上表「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の調整が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とします。)が上記(2)の口座に入金された日に発生します。
2. 株券の交付方法
- 当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。なお、当社は本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。
3. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中詭替その他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。
 - (2) 上記各項については、本新株予約権に係る有価証券届出書による届出の効力発生を条件とします。
 - (3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、代表取締役社長に一任します。

- (3) 新株予約権証券の引受け
該当事項はありません。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

- ① 払込金額の総額 1,030,770 千円
- ② 発行諸費用の概算額 2,401 千円
- ③ 差引手取概算額 1,028,369 千円

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額(11,700,000 円)に、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(1,019,070,000 円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 3. 発行諸費用の概算額の内訳は、主に有価証券届出書等の書類作成費用 630 千円、弁護士費用 100 千円、登記費用 90 千円、割当予定先の調査費用 81 千円、新株予約権の算定費用 1,500 千円です。
 4. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使された場合の金額であり、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行は、割当日において当社完全子会社である株式会社でらゲーの取締役及び従業員並びに外部協力者に対して、当社グループの業績達成及び企業価値の向上の意欲及び士気を向上させるインセンティブを付与することを目的として割当てるものであり、資金調達を目的としておりません。また、本新株予約権の行使は新株予約権者の判断に委ねられているため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金の具体的な使途については、現時点では未定であり、行使により払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行は、当社グループの取締役及び従業員並びに外部協力者に対して、当社グループの業績達成及び企業価値の増大に対する意欲及び士気を向上させるインセンティブを付与することを目的として割当てるものであり、資金調達を目的とはしておりません。しかしながら、本新株予約権の行使により得られた資金を事業活動に投入する場合においても、中長期的な企業価値の向上、ひいては株主利益の向上に資するものであり、十分な合理性があるものと判断しております。なお、行使期間の開始日を割当日と同一とした理由としましては、当社及び株式会社でらゲーは、ゲーム開発を主たる事業としており、開発期間はゲームタイトル毎に通常、数か月から数年と幅があるため、インセンティブを付与する期間を事前に固定させることは必ずしも効果的とは言えず、むしろ、行使期間を固定化することにより、ゲームの開発における士気や意欲に少なからず影響がでることが懸念され、それを回避するためであります。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行価額を決定するにあたり、本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング（所在地：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表取締役社長：野口真人）（以下、「プルータス」といいます。）に依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価（871円）、行使価額（871円）、配当率（0%）、権利行使期間（10年間）、無リスク利子率（0.246%）、株価変動性（75.30%）、当社と割当予定先の行動等を考慮し、評価を実施しました。この結果を参考に、本新株予約権の1個の発行価額を、当該評価結果である本新株予約権の評価単価と同額である1,000円としました。

また、本新株予約権の行使価額については、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日である2022年6月2日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額の871円としております。新株予約権の行使価格については、同日に公表される株式会社でらゲーの子会社化を情報として取り込む以前（公表前日の終値）の価格となります。このようにした理由は、第一に、ゲーム会社においては一部のゲームコンテンツに収益を依存するケースが多く（当社及び株式会社でらゲーもこれに当たります）、収益性・成長性の判断が難しいため、市場が当該情報を十分に株価に折り込む期間の判断が難しく、行使価格決定日の設定が困難であることが挙げられます。もちろん、当該情報が市場で否定的にとられる可能性も十分にあり、これらの不確かな状況下に置いては、恣意性を排除する為、決議日前日の株価を行使価格とすると同時に、ディスカウント率を設けないことが適切であると判断致しました。第二に、このような背景から、既存株主の利益を担保するには、この行使価格を決めたうえで、株主総会の議案として上程し、審議されることが適切であると考えました。当社は、本新株予約権の払込金額が、かかる行使価額を踏まえて決定されていることに照らしても、本新株予約権の払込金額は適正な金額であると考えております。

当該判断に当たっては、当社監査等委員3名全員（うち会社法上の社外取締役2名）から、プルータスは当社と顧問契約関係がなく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、プルータスは割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、プルータスによる本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等（上記に記載した発行会社及び割当予定先の行動を含む）に関してプルータスから説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることから、本新株予約権の発行条件等が割当予定先に対して特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に増加する株式数は、1,170,000株（議決権数11,700個）であり、当社の2022年2月28日現在における当社の発行済株式数は、5,928,000株（議決権数58,788個）です。これに係る希薄化率は、19.74%（小数点以下第3位を四捨五入しています。なお、議決権数の割合19.90%）です。

このように、本新株予約権の行使が進むことによって一定の希薄化が生じますが、本新株予約権の発行は、当社グループの業績達成及び企業価値の向上の意欲及び士気を向上させるインセンティブを付与することを目的として割当てるものであり、これにより、当社グループの今後のゲーム事業における収益獲得の可能性を高めることができます。また中長期的に

は、当社グループの事業規模が拡大し、さらなる収益の獲得が期待できることから、最終的には当社の既存株主の皆様への利益向上に繋がるものと考えております。

したがって、本新株予約権の行使によって当社の既存株主の持株比率に一定の希薄化が生じますが、その効果を鑑みると、本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であり、当社及び当社の既存株主の皆様への影響という観点からみて相当であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

割当日において当社完全子会社である株式会社でらゲーの取締役及び従業員

(1). 割当予定先の概要	氏名	割当日において当社完全子会社である株式会社でらゲーの代表取締役 1名 割当日において当社完全子会社である株式会社でらゲーの従業員 101名
	住所	— (注)
	職業の内容	割当日において当社完全子会社である株式会社でらゲーの取締役及び従業員であります。
(2). 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません
	人事関係	割当日において当社完全子会社である株式会社でらゲーの取締役及び従業員であります。
	資金関係	該当事項はありません
	技術関係又は取引関係	該当事項はありません

(注) 本新株予約権に係る有価証券届出書提出日現在におきましては、当社と割当予定先の間には何ら関係はなく、第三者割当増資に該当いたしますが、本新株予約権の発行は、2022年8月開催予定の当社定時株主総会の普通決議で本買収案件に係る議案及び本新株予約権の発行に係る議案の承認を条件としており、割当日におきましては、割当予定先は当社子会社の取締役及び従業員に該当いたします。

(注) 本新株予約権は、当社グループの業績達成及び企業価値の向上を目指すにあたり、割当日において当社完全子会社である株式会社でらゲーの取締役及び従業員の意欲及び士気を向上させるインセンティブを付与することを目的として、有償にて発行する新株予約権であるため、個別の氏名及び住所の記載は、省略させていただいております。

外部協力者

(1). 割当予定先の概要	氏名	岡田 茂
	住所	東京都新宿区
	職業の内容	株式会社オカキチの役員（ゲームクリエイター）であります。
(2). 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	当社役員の岡本吉起が所有している株式会社オカキチの役員（ゲームクリエイター）であります。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係又は取引関係	割当日において当社完全子会社である株式会社でらゲーに対してゲーム制作の開発、運営、アドバイザー支援を行っております。

外部協力者

(1). 割当予定先の概要	氏名	有元 佐康
	住所	東京都新宿区
	職業の内容	株式会社オカキチの役員（ゲームクリエイター）であります。

(2). 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません
	人事関係	当社役員の岡本吉起が所有している株式会社オカキチの役員(ゲームクリエイター) であります。
	資金関係	該当事項はありません
	技術関係又は取引関係	割当日において当社完全子会社である株式会社でらゲーに対してゲーム制作の開発、運営、アドバイザー支援を行っております。

外部協力者 (株式会社でらゲーの元従業員)

(1). 割当予定先の概要	氏名	横山 祥一
	住所	神奈川県大和市
	職業の内容	割当日において当社完全子会社である株式会社でらゲーの元従業員で、株式会社オカキチの役員(ゲームクリエイター) であります。
(2). 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません
	人事関係	当社役員の岡本吉起が所有している株式会社オカキチの役員(ゲームクリエイター) であります。
	資金関係	該当事項はありません
	技術関係又は取引関係	割当日において当社完全子会社である株式会社でらゲーに対してゲーム制作の開発、運営、アドバイザー支援を行っております。

外部協力者 (株式会社でらゲーの元従業員)

(1). 割当予定先の概要	氏名	山地 洋一
	住所	神奈川県川崎市
	職業の内容	割当日において当社完全子会社である株式会社でらゲーの元従業員で、株式会社オカキチの従業員(ゲームクリエイター) であります。
(2). 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません
	人事関係	当社役員の岡本吉起が所有している株式会社オカキチの従業員(ゲームクリエイター) であります。
	資金関係	該当事項はありません
	技術関係又は取引関係	割当日において当社完全子会社である株式会社でらゲーに対してゲーム制作の開発、運営、アドバイザー支援を行っております。

外部協力者 (株式会社でらゲーの元従業員)

(1). 割当予定先の概要	氏名	中村 浩之
	住所	神奈川県横浜市
	職業の内容	割当日において当社完全子会社である株式会社でらゲーの元従業員で、株式会社オカキチの従業員(ゲームクリエイター) であります。
(2). 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません
	人事関係	当社役員の岡本吉起が所有している株式会社オカキチの従業員(ゲームクリエイター) であります。
	資金関係	該当事項はありません

	技術関係又は取引関係	割当日において当社完全子会社である株式会社でらゲーに対してゲーム制作の開発、運営、アドバイザー支援を行っております。
--	------------	--

外部協力者（株式会社でらゲーの元従業員）

(1). 割当予定先の概要	氏名	上田 将嗣
	住所	東京都墨田区
	職業の内容	割当日において当社完全子会社である株式会社でらゲーの元従業員で、株式会社オカキチの従業員（ゲームクリエイター）であります。
(2). 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません
	人事関係	当社従業員の岡本吉起が所有している株式会社オカキチの従業員（ゲームクリエイター）であります。
	資金関係	該当事項はありません
	技術関係又は取引関係	割当日において当社完全子会社である株式会社でらゲーに対してゲーム制作の開発、運営、アドバイザー支援を行っております。

外部協力者（株式会社でらゲーの元従業員）

(1). 割当予定先の概要	氏名	一條 寛貴
	住所	東京都世田谷区
	職業の内容	割当日において当社完全子会社である株式会社でらゲーの元従業員で、株式会社オカキチの従業員（ゲームクリエイター）であります。
(2). 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません
	人事関係	当社従業員の岡本吉起が所有している株式会社オカキチの従業員（ゲームクリエイター）であります。
	資金関係	該当事項はありません
	技術関係又は取引関係	割当日において当社完全子会社である株式会社でらゲーに対してゲーム制作の開発、運営、アドバイザー支援を行っております。

外部協力者（株式会社でらゲーの元従業員）

(1). 割当予定先の概要	氏名	堀内 達雄
	住所	東京都清瀬市
	職業の内容	割当日において当社完全子会社である株式会社でらゲーの元従業員で、株式会社オカキチの従業員（ゲームクリエイター）であります。
(2). 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません
	人事関係	当社従業員の岡本吉起が所有している株式会社オカキチの従業員（ゲームクリエイター）であります。
	資金関係	該当事項はありません
	技術関係又は取引関係	割当日において当社完全子会社である株式会社でらゲーに対してゲーム制作の開発、運営、アドバイザー支援を行っております。

(注) 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は本新株予約権に係る有価証券届出書提出日現在における

るものです。

(3) 割当予定先の選定理由

本新株予約権の発行は、本日公表いたしました「株式会社でらゲーの株式取得（子会社化）に関するお知らせ」にありますように、割当日において当社完全子会社である株式会社でらゲーの取締役及び従業員並びに外部協力者へ割当を行うことにより、当社グループの業績達成及び企業価値の向上の意欲及び士気を高めるインセンティブを付与することを目的として割当てるものであります。

株式会社でらゲーは、「面白いゲームで世界に驚きと満足をお届ける」を経営理念として掲げ、ゲーム制作事業を中核事業とし、ゲーム制作を熟知した少数精鋭のスタッフとクオリティに妥協しないスタイルで新しいゲームを制作し続けております業界をリードするエンターテインメント企業であります。

さらに多数の卓越したクリエイターを擁し、2013年のリリース以来、世界累計利用者数5,500万人を達成したスマートフォンゲーム「モンスターストライク」の開発、運営に携わったスマートフォンゲームの制作において優れた実績がある国内屈指のゲーム制作会社であります。

また外部協力者8名につきましては、当社取締役の岡本吉起が所有しているゲーム制作会社である株式会社オカキチの役員及び従業員であり、従来から株式会社でらゲーに対してゲーム制作の開発、運営、アドバイザー支援を行っております。

岡田氏は、ゲーム開発会社であるセガ社、マイクロソフト社のディレクターやプロデューサーを歴任しており、株式会社でらゲーの代表取締役として、ゲーム開発における知識や経験を豊富に有しております。同氏の知見は、当社グループにおけるゲーム開発の課題に対して、多くのご支援やご助言をいただけるものと考えており、割当予定先として選定いたしました。

有元氏は、ゲームデザイナーとしてゲーム制作に従事後独立し、スカラバスタジオ社を設立。創業から、CG映像、ゲーム内CGや2Dデザインなどの事業を展開し、株式会社オカキチの取締役として、ゲーム開発の知識だけでなく経営の経験を有しております。同氏の知見は、ゲーム開発に留まらず経営の視点から株主利益の向上に繋がる多くのご支援やご助言をいただけるものと考えており、割当予定先として選定いたしました。

また、横山氏、山地氏、中村氏、上田氏、一條氏、堀内氏は、株式会社でらゲーの元従業員であります。彼らは、ゲーム開発の豊富な知識やヒットタイトルリリースの経験を有しており、現在は、株式会社オカキチの主要メンバーとしてゲーム開発事業に従事しております。彼らの知見は、今後の当社グループのゲーム事業におきまして、ヒットタイトルを生み出す開発や運営、さらなるクオリティの向上等に関する多くのご支援やご助言をいただけるものと考えており、割当予定先として選定いたしました。

このように彼らは、株式会社でらゲーのゲーム制作事業におきまして、その知見や経験、クオリティを担保する上で代替することができないトップクリエイター集団であり、今後も既存のゲーム運営や新規ゲーム開発等に関しまして、継続的に支援を行っていただく予定です。

このような中で当社は株式会社でらゲーに対して支配力を有しておりますが、売上規模や知名度は当社よりも高く、トップセールスを生み出している株式会社でらゲーの取締役及び従業員並びに外部協力者に対して、業績達成、企業価値向上のインセンティブを最大限に発揮するためには、本新株予約権を発行する必要があると考えております。

そこで株式会社でらゲーの取締役及び従業員並びに外部協力者を割当予定先とすることにより、当社が創業以来、様々なゲームジャンルにおいて培ってきたゲーム開発における技術と知見をトップレベルのクリエイティブ集団である株式会社でらゲーが有する企画力、クリエイティブ力、技術力と融合することにより、スマートフォンゲーム開発運営におけるシナジー効果や今後の成長戦略を推進するための投資拡大を通じて当社グループの業績に大きなインパクトを与え、企業業績を大幅に増加させ、ひいては当社グループの株主価値の最大化に資するものであると考えております。

従って、この効果を最大限に引き出し、グループ全体としての業績達成及び企業価値の向上を目指すために、同社の取締役及び従業員並びに外部協力者を割当予定先として選定する結論にいたしました。

(4) 割当予定先の実態

株式会社でらゲーは、割当予定先を含む取締役及び従業員が、入社時に反社会的勢力との関係がないことを確認しております。当社は、株式会社でらゲーが反社会的勢力との関係がないことを確認し、株式会社でらゲーの取締役及び従業員が反社会的勢力と関係がないことについて聞き取り調査を行っており、当社は割当予定先である取締役及び従業員が反社会的勢力ではないと判断しております。

外部協力者8名につきましては、当社において独自に専門の調査機関である日本信用情報サービス株式会社（神奈川県横浜市中区山下町2番地 産業貿易センター9階 代表取締役 小塚直志）に調査を依頼し、反社会的勢力の関与がない旨の調査報告書を受領し、また調査方法について確認したところ、登記簿謄本等の官公庁提出書類等の公開情報や、独自調査等から調査、分析、検証をしたとの回答を得ております。当社は、当該報告・結果内容及び当社で独自に行った過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索結果に基づいて、本新株予約権の割当予定先となる当社子会社の取締役及び従業員が反社会的勢力との関係がないと判断いたしました。以上から当社は、割当日において当社完全子会社である株式会社でらゲーの取締役及び従業員並びに外部協力者が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(5) 株券等の保有方針

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認が必要となっております。割当日において当社完全子会社である株式会社でらゲーの取締役及び従業員につきましては、本新株予約権の発行が「割当予定先の選定理由」にありますように、当社グループの業績達成及び企業価値の向上の意欲及び士気を向上させるインセンティブを付与することを目的として割当てるものであり、本新株予約権を行使には、条件を達成する必要があります。したがって割当予定先が行使の条件を達成した場合には、そのインセンティブ達成の報酬として本新株予約権の行使により交付する当社普通株式については、割当予定先との間で保有に関する取り決めは行っておりません。

外部協力者8名につきましても「割当予定先の選定理由」にありますように、割当日において当社完全子会社である株式会社でらゲーのゲーム制作事業において、今後も既存のゲーム運営や新規ゲーム開発等に関し、継続的に支援を行っていただく予定であることから、本新株予約権の内容について株式会社でらゲーの取締役及び従業員に割り当てるものと異なるものではなく、割当予定先が行使の条件を達成した場合には、そのインセンティブ達成の報酬として行使により交付する当社普通株式については、割当予定先との間で保有に関する取り決めは行っておりません。

(6) 払込みに要する資金等の状況

割当日において当社完全子会社である株式会社でらゲーの取締役及び従業員につきましては、役職等に応じた割当数となっていること、また割当から行使期間の末日までの期間において資金的に余裕のある時期に行使が行われることが前提になっていること及び役員報酬又は給与報酬を勘案し、一定数の割当を予定している取締役及び従業員につきましては、それぞれの預金通帳の写しを取得したほか、財産状況のヒアリングを行い、一定数以下の割当を予定している従業員につきましては、財産状況のヒアリングを行うことで、本新株予約権を行使するにあたり必要かつ十分な現預金を留保することが可能であることを確認いたしました。

外部協力者8名につきましても、それぞれの預金通帳の写しを取得したほか、財産状況のヒアリングを行い、本新株予約権を行使するにあたり必要かつ十分な現預金を留保することが可能であることを確認いたしました。

7. 募集後の大株主および議決権比率

募集前（2021年11月30日）	
氏名又は名称	(%)
吉成 夏子	18.71
株式会社でらゲー	11.06

株式会社 376	5.56
岡本 吉起	5.10
五味 大輔	4.08
株式会社SBI証券	3.37
BBH/DBS BANK (HONG KONG) LIMITED A/C 005 NON US (常任代理人 株式会社三井住友銀行 デッドファイナ ンス営業部長 橋本 真治)	2.62
高野 健一	2.04
楽天証券株式会社	1.24
岡田 修	1.02

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2021年11月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

3. 本新株予約権の行使により交付される普通株式の割当予定先の保有方針は純投資であり、長期保有が見込まれないことから、募集後の大株主及び議決権比率は表示しておりません。

8. 今後の見通し

本新株予約権の付与が当社の連結業績に与える影響につきましては、現在、精査中であります。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認の手続きは要しません。

10. 支配株主との取引等に関する事項

該当事項はございません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績 (単位：千円(千円未満切捨) 特記しているものを除く。)

	2019年5月期	2020年5月期	2021年5月期
連結売上高	1,890,390	1,678,933	1,704,090
連結営業損失(△)	△696,740	△271,831	△225,779
連結経常損失(△)	△739,283	△275,373	△233,278
当期純損失ないし親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	△1,240,841	△316,931	△244,974
1株当たり当期純損失(△) (円)	△351.86	△60.63	△46.83
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり純資産(円)	247.78	188.79	155.66

(注) 2019年5月期においては、連結子会社が存在せず、当社単体での財務諸表での表示となっております。

(2) 現時点における発行株式数及び潜在株式数の状況(2022年5月31日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率

発行済株式数	普通株式 5,928,000 株	100.00%
現時点の行使価額における潜在株式数	普通株式 1,375,000 株	23.20%
下限値の行使価額における潜在株式数	—	—
上限値の行使価額における潜在株式数	—	—

(注) 上記潜在株式数は、第 23 回新株予約権乃至第 28 回新株予約権に係る潜在株式数です。

(3) 最近の株価の状況

①最近 3 年間の状況

(単位：円)

	2019 年 5 月期	2020 年 5 月期	2021 年 5 月期
始値	1,630	756	1,343
高値	1,771	1,490	2,867
安値	608	586	929
終値	763	1,343	1,040

②最近 6 か月の状況

(単位：円)

	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
始値	1,109	822	639	650	881	735
高値	1,162	835	669	908	897	839
安値	762	600	592	620	706	718
終値	801	649	649	896	747	891

③発行決議日前営業日における株価

(単位：円)

	2022 年 6 月 2 日現在
始値	862
高値	874
安値	847
終値	871

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①第三者割当による新株式の発行 (2021 年 11 月 1 日 届出書提出)

払 込 期 日	2021 年 11 月 17 日 (水)
調 達 資 金 の 額	590,200,000 円 (差引手取概算額 587,209,150 円)
発 行 価 額	1 株につき 734 円
募 集 時 間 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	5,278,000 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	650,000 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 数	5,928,000 株
割 当 先	株式会社でらゲー
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	「東方 Project」の IP 許諾に伴う新規ゲーム開発費用：426 百万円 非ゲーム事業における海外新規事業の展開 (ベトナム IT 人材仲介・派遣事業として子会社 FIVESTAR BANK 株式会社の海外展開・事業運営)：161 百万円

発行時における支出予定時期	「東方 Project」の IP 許諾に伴う新規ゲーム開発費用： 2021 年 11 月～2023 年 1 月 非ゲーム事業における海外新規事業の展開 (ベトナム IT 人材仲介・派遣事業として子会社 FIVESTAR BANK 株式会社の海外展開・事業運営)：2021 年 1 月～2024 年 3 月
現時点における充当状況	「東方 Project」の IP 許諾に伴う新規ゲーム開発費用：75 百万 非ゲーム事業における海外新規事業の展開(ベトナム IT 人材仲介・派遣事業として子会社 FIVESTAR BANK 株式会社の海外展開・事業運営)：63 万円

②第三者割当による第 29 回乃至第 31 回新株予約権の発行 (2021 年 5 月 28 日 届出書提出)

払 込 期 日	2021 年 6 月 14 日			
発行新株予約権数	9,000 個 第 29 回新株予約権 5,000 個 第 30 回新株予約権 2,000 個 第 31 回新株予約権 2,000 個			
発行価額	総額 6,912,000 円 (第 29 回新株予約権 1 個につき 1,020 円、第 30 回新株予約権 1 個につき 680 円、第 31 回新株予約権 1 個につき 226 円)			
発行時における調達資金の額(差引手取概算額)	1,556,912,000 円(差引手取金概算額：1,529,892,000 円) (内訳) 第 29 回新株予約権 新株予約権発行による調達額：5,100,000 円 新株予約権行使による調達額：650,000,000 円 第 30 回新株予約権 新株予約権発行による調達額：1,360,000 円 新株予約権行使による調達額：400,000,000 円 第 31 回新株予約権 新株予約権発行による調達額：452,000 円 新株予約権行使による調達額：500,000,000 円 (注 1)			
割 当 先	マッコーリー・バンク・リミテッド			
募集時における発行済株式数	5,277,900 株			
当該募集による潜在株式数	900,000 株			
現時点における行使状況	行使済新株予約権数：1 個(100 株)			
現時点における行使により調達した資金の額(差引手取概算額)	7,042,000 円(6,952,000 円)			
発行時における当初の資金用途	具体的な資金用途(注 2)		金額 (百万円)	支出予定時期
	第 29 回 新株予約権	運営タイトル「ゴシックは魔法乙女」の 7 年目を見据えた大型改修費用	200	2021 年 6 月 から 2022 年 6 月
		ライブ配信サービス「占占(sensen)」の各種プロモーション費用	200	2021 年 6 月 から 2022 年 6 月
		新規ゲームの開発費用	250	2021 年 6 月 から

				2022年6月
	第30回 新株予約権	海外新規事業展開：非 ゲーム事業の展開を検 討・展開予定	400	2021年9月 から 2023年9月
	第31回 新株予約権	新規ゲームの開発費用	500	2021年6月 から 2023年5月
発行時における支出予定時期	2021年6月から2023年9月（注2）			
現時点における充当状況	『ゴシックは魔法乙女』の大型改修費用：2.5万円 ライブ配信サービス『占占（sensen）』のプロモーション費用： 1.6万円 新規ゲームの開発費用：1.2万円 海外新規事業：1.5万円 に充当しております。			

- (注) 1. 調達資金の額は、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。
2. 本新株予約権については、2021年10月1日の取締役会において残存する全ての本新株予約権を取得及び消却する旨の決議を行っており、2021年6月14日にマッコーリー・バンク・リミテッドと締結をしております「株式会社ケイブ第29回乃至第31回新株予約権買取契約証書」にもとづき通知を行っております。そして2021年10月25日において2021年6月16日に行使がありました第29回新株予約権1個を除く、残存する第29回新株予約権4,999個、第30回新株予約権2,000個、第31回新株予約権2,000個の全てについて取得及び消却が完了しております。

12. 発行要項

別紙のとおり。

以上

別紙
発行要項

(1)	名称	株式会社ケイブ 第32回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）
(2)	本新株予約権の発行価額の総額	11,700,000円
(3)	申込期日	2022年8月31日
(4)	払込期日	2022年8月31日
(5)	割当日	2022年9月3日
(6)	募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(7)	割当予定先	株式会社でらゲーの代表取締役（1名）：1,720個 株式会社でらゲーの従業員（101名）：6,690個 社外協力者（2名）：280個 社外協力者（株式会社でらゲーの元従業員）（6名）：3,010個
(8)	新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法	<p>(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は1,170,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>(2) 割当株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割、無償割当て又は併合（以下、「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数においてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率</p> <p>また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ割当株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、割当株式数は適切に調整されるものとする。</p> <p>(3) 当社が第12項の規定に従って行使価額（第11項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第12項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>(4) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由にかかる第12項による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>(5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日、その他必要な事項を書面で通知する。但し、第12項の規定に従って行使価額の調整を行う場合その他適用開</p>

		始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
(9)	本新株予約権の総数	11,700個
(10)	本新株予約権1個当たりの払込金額	本新株予約権1個につき金1,000円
(11)	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法	<p>(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 行使価額は、金871円とする。但し、行使価額は第12項の規定に従って調整を受ける。</p>
(12)	行使価額の調整	<p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）</p> <p>調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>②株式分割により当社普通株式を発行する場合</p> <p>調整後行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。</p> <p>③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）</p> <p>調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は無償割当ての場合は効力発生日以降</p>

これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

⑤ 本項(2)①から③までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項(2)①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{行使後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額により当該} \\ \text{期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項(2)⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2)②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行

		う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(2)⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
(13)	本新株予約権の行使請求期間	2022年9月3日から2032年9月2日までとする。但し、第15項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
(14)	その他の本新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、一度でも下記に掲げる条件を満たした場合に限り、本新株予約権を行使することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2022年9月3日から10年以内に5営業日連続で東京証券取引所における当社の普通株式の取引終値に基づいて算出した時価総額が100億円以上となった場合 <p>②上記①に拘わらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、東京証券取引所における当社の普通株式の株価終値が一度でも行使価額に50%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。</p> <p>③新株予約権者が死亡した場合、新株予約権の法定相続人（当該新株予約権者の配偶者又は一親等内の親族1名に限り、以下「権利承継人」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継人が死亡した場合、権利承継人の相続人は新株予約権を相続できない。</p>
(15)	本新株予約権の取得事由	当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前日までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額を交付して、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。
(16)	本新株予約権の譲渡制限	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
(17)	新株予約権証券の発行	当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
(18)	新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	<p>(1)新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>(2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資</p>

		本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
(19)	新株予約権の行使請求の方法	<p>(1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第13項に定める行使期間中に第21項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。</p> <p>(2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第22項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。</p> <p>(3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第21項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第22項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。</p>
(20)	株券の不発行	当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しない。
(21)	行使請求受付場所	株式会社ケイブ 経営企画部 東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
(22)	払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 飯田橋支店 東京都新宿区下宮比町2丁目1番
(23)	その他	<p>(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。</p> <p>(2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。</p> <p>(3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、代表取締役社長に一任します。</p>